

福岡県医発第 1405 号(総)

平成 19 年 11 月 13 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公印省略)

フィブリノゲン製剤を投与された方々に対する
お知らせ等について

平成 19 年 11 月 9 日付福岡県医発第 1387 号(総)において、追跡調査に向けた具体的な対策等は後日ご連絡するとしておりましたが、今般、日本医師会より標記の協力依頼がありました。

フィブリノゲン製剤の納入先医療機関につきましては、平成 16 年 12 月の名称等の公表に際し、元患者等から問い合わせへの情報提供や肝炎検査の勧奨等が求められたところではありますが、今回、同製剤の投与に関する情報の調査、同製剤を投与された元患者に対する受診勧奨、元患者等からの問い合わせへの情報提供、カルテ等の書類の保管が改めて要請されており、また新たに、本年 11 月 30 日現在の状況(投与状況、投与された人数等)の調査への協力も要請されておりますので、関係する医療機関への協力をお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

会長 丸山 泉



日医発第 735 号（地 I 132）

平成 1 9 年 1 1 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



フィブリノゲン製剤を投与された方々に対するお知らせ等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、フィブリノゲン製剤等による C 型肝炎感染の疑いのある患者への対応につきましては、平成 1 9 年 1 1 月 1 日付日医発 720 号（地 I 131）の文書をもって、厚生労働大臣の依頼に対して可能な限り協力する旨を貴会にご連絡するとともに、ご理解をお願いしたところであります。

その際、追跡調査に向けた具体的な対策等は後日ご連絡申し上げるとしておりましたが、今般、厚生労働省医政局長及び同医薬食品局長連名により、標記の協力依頼が本職宛にありました。

フィブリノゲン製剤の納入先医療機関につきましては、平成 1 6 年 1 2 月の名称等の公表に際し、元患者等からの問い合わせへの情報提供や肝炎検査の勧奨等が求められたところではありますが、今回、同製剤の投与に関する情報の調査、同製剤を投与された元患者に対する受診勧奨、元患者等からの問い合わせへの情報提供、カルテ等の書類の保管が改めて要請されております。

また新たに、本年 1 1 月 3 0 日現在の状況（投与状況、投与された人数等）の調査への協力も要請されております。

関係する医療機関には多大なお手数をおかけして誠に恐縮ではありますが、本件の国民に与える影響に鑑み、本会といたしましては、フィブリノゲン製剤を投与された方々の早期の検査・治療に協力することにしております。

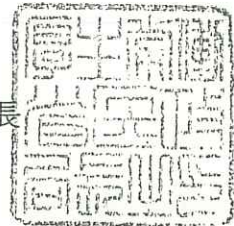
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



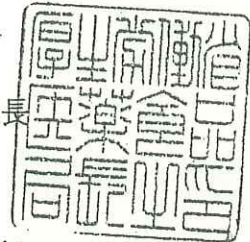
医政発第1107007号
薬食発第1107003号
平成19年11月7日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



フィブリノゲン製剤を投与された方々に対するお知らせ等について
(協力依頼)

日頃から厚生労働行政に対し御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、フィブリノゲン製剤の投与によるC型肝炎感染の問題が改めて提起されたことを受け、フィブリノゲン製剤を投与された方々に対して、再度、早急に可能な限り投与の事実をお知らせし、一日も早く検査・治療を受けていただくための対策をとることが最重要と考えており、厚生労働省として全力を挙げて取り組んでいるところです。

厚生労働省では、C型肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々への検査受診の呼びかけとすべく、製薬会社がフィブリノゲン製剤を納入したとしている医療機関（以下「納入先医療機関」といいます。）の名称や所在地、連絡先等を平成16年12月9日に公表し、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）において名称等を掲載しております。また、平成16年12月の公表に際しましては、当該医療機関に対し、以下のことを依頼したところです。

- ① 昭和63年7月から平成6年までに受診され当該製剤を投与された可能性のある方からの問い合わせを含めて、元患者の方等からのお問い合わせに対しては可能な限り情報提供いただきたいこと。
- ② カルテなどから投与された元患者の方が判明している場合は、可能な限りフィブリノゲン製剤が投与されたこと及びC型肝炎ウイルスに感染して

いる可能性が一般の方より高いと考えられることをお知らせいただき、肝炎検査を受診されるようお勧めいただきたいこと等。

公表に当たっては、各医療機関から種々の御協力を賜り、また、貴職におかれましても、これらの対応について特段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、納入先医療機関に対し、改めて、以下のことをお願いすることとしております。

- ① 元患者の方にとっては、フィブリノゲン製剤の投与に関する情報が肝炎の早期発見、早期治療につながる可能性がありますので、カルテのほか、手術記録、分娩記録、処方箋、輸液箋、注射指示箋又はレセプトの写し等が残っている場合には、可能な範囲で調査いただくこと。
- ② ①の結果、平成6年*以前にフィブリノゲン製剤を投与された元患者の方が判明している又は判明した場合は、可能な限り投与の事実及びC型肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方より高いと考えられることをお知らせいただき、肝炎検査の受診を勧めていただくこと。
- ③ 元患者の方等からのお問い合わせがあった際には、可能な限り情報提供いただくこと。
- ④ ①のカルテ、手術記録、分娩記録、処方箋、輸液箋、注射指示箋又はレセプトの写し等の書類が残っている場合、当分の間、当該書類を保管していただくこと。

つきましては、貴職におかれましても、これらの対応について特段の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

* フィブリノゲン製剤の製造工程にSD処理（ウイルス不活性化処理の一種）が導入された時期

また、上記の4つの点に加え、今回新たに、納入先医療機関に対し、平成19年11月30日現在の状況を調査させていただきたく、平成19年12月5日（水）までに別添の協力依頼にて、調査への御回答をいただくよう併せて御協力をお願いしたところです。

末尾になりましたが、平成16年の公表に際しまして、種々の御協力を賜りましたことに改めて心より御礼を申し上げますとともに、各医療機関に対し、元患者の方等に対する情報提供やフィブリノゲン製剤を投与された方が判明している場合は、そうした方々に対する投与の事実のお知らせと肝炎検査の勧奨をお願いすることにつきまして、特段の御理解・御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

平成19年11月7日

各医療機関の長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課
東京都千代田区霞が関1-2-2
電 話 03(3595)2395

フィブリノゲン製剤を投与された方々に対するお知らせ等について
(協力依頼)

日頃から、公衆衛生の向上に多大な御貢献を賜り、誠に有難うございます。

今般、フィブリノゲン製剤の投与によるC型肝炎感染の問題が改めて提起されたことを受け、フィブリノゲン製剤を投与された方々に対して、再度、早急に可能な限り投与の事実をお知らせし、一日も早く検査・治療を受けていただくための対策をとることが最重要と考えており、厚生労働省として全力を挙げて取り組んでいるところです。

厚生労働省では、C型肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々への検査受診の呼びかけとすべく、製薬会社がフィブリノゲン製剤を納入している医療機関の名称や所在地、連絡先等を平成16年12月9日に公表し、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)において名称等を掲載しておりますが、平成16年12月の公表に際しましては、その準備段階と公表後の相談対応等について、種々の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

以下に掲げる点につきましては、平成16年に同趣旨のことをお願いし、御対応いただいたところですが、元患者の方に可能な限り情報を提供いただきたく、貴医療機関におかれましても、以下のことを行っていただくよう、改めてお願い申し上げます。

- ① 元患者の方にとりましては、フィブリノゲン製剤の投与に関する情報が、肝炎の早期発見、早期治療につながる可能性がありますので、カルテのほか、手術記録、分娩記録、処方箋、輸液箋、注射指示箋又はレセプトの写し等が残っている場合には、可能な範囲で調査いただくこと。
- ② ①の結果、平成6年*以前にフィブリノゲン製剤を投与された元患者の方が判明している又は判明した場合は、可能な限り投与の事

実及びC型肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方より高いと考えられることをお知らせいただき、肝炎検査の受診をお勧めいただくこと。

③ 元患者の方等からのお問い合わせがありました際に、可能な限り情報提供いただくこと。

④ ①のカルテ、手術記録、分娩記録、処方箋、輸液箋、注射指示箋又はレセプトの写し等の書類が残っている場合、当分の間、当該書類を保管していただくこと。

* フィブリノゲン製剤の製造工程にSD処理（ウイルス不活性化処理の一種）が導入された時期

また、平成16年の公表後の御対応につきまして、平成19年11月30日現在の状況を調査させていただきたく、別添用紙に御回答いただき、平成19年12月5日（水）までに返信用封筒にて御返信いただけますよう御協力をよろしくお願いいたします。なお、御回答いただきました内容については、当課にてとりまとめの上、公表することとしておりますので御承知おき下さい。

末尾になりましたが、平成16年の公表に際しまして、種々の御協力を賜りましたことに改めて心より御礼を申し上げます。今回の協力依頼に関しましても、元患者の方等に対する情報提供やフィブリノゲン製剤を投与された方が判明している場合は、そうした方々に対する投与の事実のお知らせと肝炎検査の勧奨をしていただくとともに、公表後の御対応に関する調査について特段の御理解・御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

（不明な点のお問い合わせ先）

厚生労働省医薬食品局血液対策課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3595-2395

9：30から18：00まで

(別添)

(整理番号) ー

①	名 称		訂正欄	
②	経営形態			
③	住 所	〒		
		訂正欄		
④	電話番号			
⑤	備 考	(※統合、廃院等について記載)		
⑥	連絡窓口	担当者又は 担当部局名	訂正欄	
		電話番号等		
⑦	カルテ、手術記録、分娩記録、製剤使用簿、処方箋、輸液箋、注射指示箋、レセプトの写しなどや元患者の方からの問い合わせから、平成6年以前にフィブリノゲン製剤（「フィブリノーゲン-BBank」、「フィブリノーゲン-ミドリ」、「フィブリノーゲン-ミドリ」又は「フィブリノゲンHT-ミドリ」をいう。以下同じ。）を投与されたことが判明している方がいましたか（該当するものを○で囲み、「はい」の場合はその人数をお答えください。）。 ※「投与されたことが判明している方」とは、投与された人数としてカウントできるかどうかを基準に判断してください。名前等が不明である場合でも、例えば、○月○日に1名投与されたという人数が明確であれば、その人数をカウントしてください。投与年月日が不明であっても人数が明確であれば、合わせてカウントしてください。 は い ー い い え (人) [「い い え」を選ばれた場合、質問⑩へ]			

- ⑧ ⑦で「はい」とお答えいただいた場合、下の表の空欄に、投与時期が判明した方の数を記入してください。月別の数が不明の場合は、年別の計欄へのご記入で結構です。投与時期が不明の方については、不明欄にその人数をお答えください。

年／月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
昭和	39													
	40													
	41													
	42													
	43													
	44													
	45													
	46													
	47													
	48													
	49													
	50													
	51													
	52													
	53													
	54													
	55													
	56													
	57													
	58													
	59													
	60													
	61													
	62													
	63													
平成	1													
	2													
	3													
	4													
	5													
	6													

投与時期不明 人

	(5) 輸液箋・注射指示箋 は い ・ い い え (状況:) (期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
	(6) レセプトの写し は い ・ い い え (状況:) (期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
	(7) その他の書類 (研究論文データ、入院サマリーなど) は い ・ い い え (状況:) (期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
⑪	その他御意見等ありましたらお寄せください。

(注) 訂正欄に書ききれない場合は、別紙とし、その旨を注記してください。